

令和7年度 旭市特産品開発事業 ～特産品の開発を支援します

旭市の新しい魅力を発信するため、旭市にふさわしい特産品の開発・改良する事業に対し補助金が交付されます！是非ご活用ください。



1. 対象者 市内に事業所がある法人
市内に住所がある個人及び団体
2. 補助額 1年度あたり最大50万円以内
(対象経費の1/2まで)
3. 申込期間 4月15日(火)～5月15日(木)
4. 対象事業 市の特色を活かした特産品となる土産品、地域の食材を使用した調理品の新たな開発、または既存商品の改良。
5. 申込方法 商工観光課にある申請書に必要事項を記入し、申し込んでください。
(申請書は市のHPよりダウンロードできます。)
6. 問合せ 旭市役所商工観光課商工労政班
Tel : 0479-62-5874 FAX : 0479-62-4200
Email : syoko@city.asahi.lg.jp

申請詳細は裏面へ

【詳細】

(補助対象者)

市内に事業所がある法人 市内に住所がある個人及び団体。

- ① 市税の滞納がないこと。
- ② 事業を継続できると認められる事業実績があること。

(補助額)

一年度あたり最大50万円以内（対象経費の1/2まで）

※一事業につき3会計年度補助金が受けられます。

(申込期間)

4月15日(火)～5月15日(木)

(対象事業)

特産品となる土産品や、地域の食材を使用した調理品等を新たに開発し、または既存商品の改良を行い販売する事業で、次の要件を満たすもの。

- ① 市内での販売が見込まれること。
- ② 名称や意匠が市と関わりがあること。
- ③ 品質が優れていること。
- ④ 販売予定価格または販売価格が適正であること。
- ⑤ 将来にわたって、市の特産品として定着が期待されること。
- ⑥ 調理品の場合、市内の農産物や畜産物、または水産物を一種類以上食材に用いていること。

(対象経費)

補助対象となる経費は次にあるもので、人件費は除く。

- ① 特産品の開発に要する経費
- ② 品質検査または栄養成分の分析等に要する経費
- ③ 商標登録等に関する経費
- ④ 商品のパッケージ、ラベルなどの製作に要する経費
- ⑤ 販売促進に係る広告、宣伝に要する経費

(申込方法)

申請書に必要事項を記入し、提出書類を添えて申し込んでください。

※申請書は市のホームページからダウンロードできます。

(選考方法)

審査会を開き、補助金の交付対象者を決定します。

その際、申請者にプレゼンテーションをお願いする場合があります。